

○奈良県警察職員の勤務に関する訓令

(平成4年7月31日本部訓令第23号)

[沿革] 平成4年9月本部訓令第25号、5年3月第6号、6年3月第5号、第8号、7年2月第4号、4月第12号、12月第32号、9年8月第12号、10年3月第7号、11月第17号、12月第21号、11年9月第18号、12年12月第25号、13年3月第3号、5月第8号、19年5月第16号、20年3月第20号、21年11月第10号、22年3月第10号、23年2月第3号、4月第10号、28年2月第4号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月奈良県条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号。以下「休日条例」という。）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月奈良県人事委員会規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）の規定に基づき、奈良県警察職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇並びに勤務管理について必要な事項を定めるものとする。

(勤務制、勤務時間及び週休日)

第2条 職員の勤務制は、毎日勤務及び交替制勤務とする。

2 職員の勤務時間の割振り及び週休日は、別表のとおりとする。

3 所属長（奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第2条第4号に規定する者をいう。以下同じ。）は、公務のため必要があるときは、別に定める勤務制変更手続を行った上で、毎日勤務を行う職員に交替制勤務を、交替制勤務を行う職員に毎日勤務を命ずることができる。

4 所属長は、公務のため必要があるときは、第2項に規定する勤務時間の割振り及び第4条に規定する休憩時間を変更することができる。

(勤務計画)

第3条 所属長は、職員の翌月分の勤務時間及び週休日の割振りを別に定める基準に基づき、別に定めのあるものを除き、月間勤務計画表（別記様式第1号）により毎月25日までに指定し、職員に通知しなければならない。

(休憩時間)

第4条 職員の休憩時間は、1日の勤務時間が次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める時間とする。

(1) 6時間を超える場合 1時間

(2) 7時間45分を超える場合 1時間以上で所属長が定める時間

(休日)

第5条 職員は、休日条例第1条第1項第2号及び第3号に掲げる休日（以下「休日」という。）においては、特に勤務を命ぜられない限り、正規の勤務時間（勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）においても、勤務することを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、別に指定する職員（次条第2項において「指定職員」という。）にあつては、別段の命令がある場合を除いては、正規の勤務時間には休日であっても勤務しなければならない。

(休日の代休日の指定)

第6条 休日において、割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命ずる必要がある場合の当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）の指定は、勤務時間条例第11条第1項及び勤務時間規則第10条に定めるところによる。

2 所属長は、職員（指定職員を除く。）に代休日を指定する場合は、代休日指定簿（別記様式第1号の2）により行うものとする。

3 代休日指定簿の記入要領については、別に定めるところによる。

(週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更)

第7条 週休日において、特に勤務することを命ずる必要がある場合の週休日の振替え（勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）及び4時間の勤務時間の割振り変更（4時間の勤務時間が割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）は、勤務時間条例第6条及び勤務時間規則第3条に定めるところによる。

2 前項に規定する週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更を行う者（以下「変更権者」という。）は、次表の左欄に掲げる職員について、それぞれ右欄に掲げる者とする。

職員	変更権者
部長	本部長
警察学校長	警務部長
首席監察官、参事官、課長、所長又は隊長（監察官、聴聞官、調査官、交通管制官及び参事を含む。）	部長
警察署長	警察署長
その他の職員	所属長

3 変更権者は、週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振りの変更を行ったときは、振替え及び割振りの変更に関する事項を週休日の振替簿（別記様式第2号）に記載するものとする。

4 週休日の振替簿の記入要領については、別に定めるところによる。

（時間外等の勤務命令）

第8条 所属長は、公務のため必要があるときは、職員に対し、休日又は勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができる。

2 前項の勤務を命ずるときは、超過勤務、夜間勤務及び休日勤務命令簿（別記様式第3号）及び呼出勤務命令簿（別記様式第4号）により行うものとする。

（超過勤務代休時間の指定）

第8条の2 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する超過勤務代休時間（以下「超過勤務代休時間」という。）の指定は、勤務時間規則第9条の2に定めるところによる。

2 所属長は、職員に超過勤務代休時間を指定する場合は、超過勤務代休時間指定簿（別記様式第4号の2）により行うものとする。

（遅刻及び早退）

第9条 職員は、出勤時刻を過ぎて出勤したときは、速やかにその理由を所属長に申し出なければならない。

2 職員は、病気その他やむを得ない事情により早退するときは、所属長の承認を受けなければならない。

（出張及び休暇）

第10条 職員の出張及び休暇の取扱いについては、奈良県警察職員服務規程（昭和30年4月奈良県警察本部訓令第14号）に定めるところによる。

（勤務状況の管理）

第11条 所属長は、職員の仕事状況を適正に管理しなければならない。

（勤務管理責任者の指定等）

第12条 前条の仕事状況の管理に係る事務を総括させるため、所属の次席、副所長、副隊長、副校長、副署長及び次長を勤務管理責任者に指定する。

2 勤務管理責任者は、別に定めるところにより職員の出勤状況等を把握し、これを勤務整理簿（別記様式第5号）により整理するものとする。

3 勤務整理簿の記入要領については、別に定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

(奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令の一部改正)

- 2 奈良県警察職員の自宅待機に関する訓令（昭和54年1月奈良県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察処務規程の一部改正)

- 3 奈良県警察処務規程の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 4 略

(奈良県警察本部当直規程の一部改正)

- 5 奈良県警察本部当直規程（昭和42年1月奈良県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察文書規程の一部改正)

- 6 奈良県警察文書規程（昭和43年12月奈良県警察本部訓令第22号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(被疑者留置に関する訓令の一部改正)

- 7 被疑者留置に関する訓令（平成3年11月奈良県警察本部訓令第17号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察遺失物取扱規程の一部改正)

- 8 奈良県警察遺失物取扱規程（平成2年1月奈良県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令の一部改正)

- 9 奈良県警察機動捜査隊の運営に関する訓令（昭和57年3月奈良県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県外勤警察運営に関する訓令の一部改正)

- 10 奈良県外勤警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程の一部改正)

- 11 奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令の一部改正）

- 12 奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

- 13 奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令（昭和62年3月奈良県警察本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令）

- 14 奈良県警察交通機動隊の運営に関する訓令（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令の一部改正）

- 15 奈良県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（昭和52年1月奈良県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成4年9月22日奈良県警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成4年9月22日から施行する。

附 則（平成5年3月15日奈良県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成5年3月17日から施行する。

附 則（平成6年3月15日奈良県警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日奈良県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年2月24日奈良県警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成7年3月3日から施行する。

附 則（平成7年4月7日奈良県警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成7年4月7日から施行する。

附 則（平成7年12月7日奈良県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成7年12月7日から施行する。

附 則（平成 9 年 8 月 28 日奈良県警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、平成 9 年 8 月 28 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 19 日奈良県警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 10 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（平成 10 年 11 月 27 日奈良県警察本部訓令第 17 号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 25 日奈良県警察本部訓令第 21 号）

この訓令は、平成 10 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 11 年 9 月 22 日奈良県警察本部訓令第 18 号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の別記様式第 5 号の用紙で、現に使用中であるものについては、これを平成 11 年 12 月 31 日まで使用することができる。

附 則（平成 12 年 12 月 13 日奈良県警察本部訓令第 25 号）

この訓令は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 22 日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成 13 年 3 月 26 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 13 年 5 月 11 日奈良県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 13 年 5 月 11 日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 22 日奈良県警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 19 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日奈良県警察本部訓令第 20 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の別記様式第 3 号の用紙で現に残存するものは、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成 21 年 11 月 11 日奈良県警察本部訓令第 10 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成22年 3 月 31 日奈良県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年 2 月 15 日奈良県警察本部訓令第 3 号）

この訓令は、平成23年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成23年 4 月 14 日奈良県警察本部訓令第10号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成23年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成28年 2 月 19 日奈良県警察本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成28年 2 月 29 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

勤務制	職員の範囲	勤務時間の割振り	週休日
毎 日 勤 務 制	警察署に勤務する職員のうち6日に1回の割合で当直勤務に従事する職員（交番所長を含み、駐在所に勤務する警察官を除く。）	6週間ごとの期間につき勤務日を30日とし、1日当たり平均して7時間45分となるように別に定める基準により所属長が定める。	6週間ごとの期間につき12日を別に定める基準により所属長が定める。
8休 制	警察本部に勤務する職員（交替制勤務に従事する者を除く。）及び警察署に勤務する職員で交替制勤務又は当直勤務に従事しないもの	4週間ごとの期間につき勤務日を20日とし、1日当たり平均して7時間45分となるように別に定める基準により所属長が定める。	4週間ごとの期間につき8日を所属長が定める。
駐 在 所 勤 務	駐在所に勤務する警察官	4週間ごとの期間につき勤務日を20日とし、1日当たり平均して7時間45分となるように所属長が定める。この場合において、所属長は、1週間につき、4時間の夜間警ら指定するものとす	

			る。	
交 替 制	制6 週1 2休 制	警察署に勤務する地域 警察官（幹部交番及び 交番に勤務する警察官 を含み、当直勤務に従 事する者を除く。）	6週間ごとの期間につき、1の当番日に ついて午前9時30分から翌日の午前9時 30分までの間に15時間30分とする当番 日を14回、1日当たり平均して7時間45 分とする日勤日を2回の割合で別に定め る基準により所属長が定める。ただ し、1の当番日に3人以上の警察官が勤 務する交番等に勤務する者で所属長が 特に指定したものの当番日の勤務時間 の割振りについては、午前8時30分か ら翌日の午前8時30分までの間に15時 間30分とする。	6週間ごとの期 間につき12日 を別に定める 基準により所 属長が定め る。
		警務部情報管理課照会 センターに勤務する職 員	6週間ごとの期間につき、1の当番日に ついて午前8時30分から翌日の午前8時 30分までの間に15時間30分とする当番 日を14回、1日当たり7時間45分とする 日勤日を2回の割合で別に定める基準 により所属長が定める。	
		生活安全部人身安全対 策課ストーカー等犯罪 対策第一係、ストーカー 等犯罪対策第二係及 びストーカー等犯罪対 策第三係に勤務する警 察官		
		生活安全部通信指令課 に勤務する警察官		
		生活安全部自動車警ら 隊に勤務する警察官		
		刑事部鑑識課機動鑑識 班に勤務する警察官		
		刑事部機動捜査隊に勤 務する警察官		
		交通部高速道路交通警 察隊に勤務する警察官		

	警察署留置管理係看守 勤務員として勤務する 警察官		
4週 8休 制	刑事部捜査第一課検視 官室に勤務する警察官	4週間ごとの期間につき、1の当番日について午前8時30分から翌日の午前8時30分までの間に15時間30分とする当番日を7回、1日当たり7時間45分とする日勤日を6回の割合で別に定める基準により所属長が定める。	4週間ごとの期間につき8日を所属長が定める。

係 別 氏名																																備 考				
	日	曜日																																		
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				
11																																				
12																																				
13																																				
14																																				
15																																				
16																																				
17																																				
18																																				
19																																				
20																																				
21																																				
22																																				
23																																				
24																																				
25																																				
26																																				
27																																				
28																																				
29																																				
30																																				
31																																				

注 1 病気休暇、休業等により勤務しない者についても指定すること。
 2 氏名欄の記入に当たっては、課又は係ごとに適宜区分して作成すること。
 3 表示は、別記様式第5号及び別記に定める勤務基準別の記号を用いること。
 4 勤務の都合により、計画と異なる勤務を行ったときは、当初の指定を抹消し、実際の勤務内容を明らかにしておくこと。

別記様式第4号の2（第8条の2関係）

所属長	次席等	補佐等	係長	係

超過勤務代休時間指定簿

	所 属 係 名 氏 名															
1 超過勤務代休時間を指定する日、当該超過勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間、当該超過勤務代休時間を指定する時間等																
・ 超過勤務代休時間を指定する日 年 月 日																
・ 超過勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間 _____ : _____ ~ _____ : _____																
・ 当該超過勤務代休時間を指定する時間 _____ : _____ ~ _____ : _____																
(月分)																
<input type="checkbox"/> 4時間 <input type="checkbox"/> 7時間45分 <input type="checkbox"/> 時間 分 （年次有給休暇※に連続して指定する場合）	←															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">指定に代えようとする超過勤務の時間数</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">勤務時間規則第9条の2第2項</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">第1号 第3号</td> <td style="width: 20%;">第2号 第4号</td> <td style="width: 20%;">第5号</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: center;">時間</td> </tr> <tr> <td>換算率</td> <td style="text-align: center;">×25/100</td> <td style="text-align: center;">×50/100</td> <td style="text-align: center;">×15/100</td> </tr> </table>	指定に代えようとする超過勤務の時間数	勤務時間規則第9条の2第2項			第1号 第3号	第2号 第4号	第5号		時間	時間	時間	換算率	×25/100	×50/100	×15/100
指定に代えようとする超過勤務の時間数	勤務時間規則第9条の2第2項															
	第1号 第3号	第2号 第4号	第5号													
	時間	時間	時間													
換算率	×25/100	×50/100	×15/100													
※ 年次有給休暇の時間 _____ : _____ ~ _____ : _____ (時間)																
2 職員の意向「超過勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと」																
	本人印 <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 30px; margin: 5px auto;"></div>															

別記様式第5号 (第12条関係)

勤務 整理簿	整理 上の 記号	ホ	休	休	休	休	休	4日勤 変更	4時間の勤務時間の割振りを 変更することとなる勤務日	シ	早退	停	停職	平成 年 半期	職名 氏名 職員番号		
		ト	週休	週休	週休	週休	週休	代	休日代休日	兼務	休職	休職					
		カ	介護休暇	振替日	週休日に変更される勤務日	週休日に4時間の勤務時間の 割振りを命ずる必要のある日	欠	欠勤	出張	出張	出張	出張					
		非	非	番	4日勤	割振りを命ずる必要のある日	子	遅刻	免	職免	職免	職免					
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	備 考	
月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	
月																	

※「日」は日曜日を、「土」は土曜日を表す。